

茨城県報 第6772号

昭和54年10月4日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

規則

(公安委員会)

●派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則……………	ページ 1
--	----------

告示

●優良興行の推奨(青少年婦人課)……………	3
●衛生検査所の登録(医務課)……………	3
●第二種大規模小売店舗の公示(中小企業課)……………	3
●新規土地改良事業の認可(4件)(農地管理課)……………	4
●県道の認定(道路維持課)……………	4
●県道の廃止(")……………	5
●道路の区域変更(")……………	5
●道路の供用開始(")……………	6
●道路の使用廃止(")……………	6
●公有水面埋立の免許(河川課)……………	6
●北茨城都市計画の変更(都市計画課)……………	7
●水海道都市計画の変更(")……………	7
●収納代理金融機関の一部改正(出納第一課)……………	7

公告

●衛生検査所の登録取消し(河川課)……………	8
●建築許可に関する聴聞(建築指導課)……………	8

規則

(公安委員会)

茨城県公安委員会規則第8号

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和54年10月4日

茨城県公安委員会委員長 関 正 夫

派出所, 駐在所等の設置並びにその名称, 位置及び所轄区域等に

関する規則の一部を改正する規則

派出所, 駐在所等の設置並びにその名称, 位置及び所轄区域等に関する規則(昭和35年茨城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2 (1) 警察官派出所名称, 位置, 所管区の部土浦警察署の款中

土浦駅前警察官 派出所	土浦市有明町 1番23号	土浦市川口一丁目, 川口二丁目, 東崎町, 大和町, 港町一丁目, 港町二丁目, 港町三丁目, 有明町, 蓮河原町, 小松町, 富士崎一丁目, 富士崎二丁目, 桜町一丁目, 桜町二丁目, 桜町三丁目	を
土浦駅前警察官 派出所	土浦市有明町 1番23号	土浦市川口一, 二丁目, 東崎町, 大和町, 港町一, 二, 三丁目, 有明町, 蓮河原町, 蓮河原新町, 小松一, 二(13番, 14番を除く。), 三丁目, 小松ヶ丘町(4番を除く。), 富士崎一, 二丁目, 桜町一, 二, 三丁目, 千鳥ヶ丘町	に

改める。

(2) 警察官駐在所名称, 位置, 所管区の部土浦警察署の款中

霞ヶ岡警察官 駐在所	土浦市霞ヶ岡町	土浦市霞ヶ岡町(大岩田3区), 緑ヶ丘町(小岩田2区), 桜ヶ丘町(小岩田3区)	を
右叡警察官 駐在所	土浦市右叡町	土浦市大岩田1, 2区, 小岩田1区, 烏山, 右叡1, 5区	
霞ヶ岡警察官 駐在所	土浦市霞ヶ岡町	土浦市霞ヶ岡町, 桜ヶ丘町, 小岩田東一丁目(1, 2, 3番), 小岩田西一, 二丁目, 小松ヶ丘町(4番)	に
右叡警察官 駐在所	土浦市右叡町	土浦市大岩田, 小岩田東一(1, 2, 3番を除く。), 二丁目, 小松二丁目(13, 14番), 烏山, 右叡1, 5区	

改める。

付 則

この規則は公布の日から施行する。



告 示

茨城県告示第1443号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第6条の規定により、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

昭和54年10月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

推奨番号	種 類	題 名	製 作 社 名 (配 給 社 名)	備 考
3	映 画	ガラスのうさぎ	大映映像(株) 共 同 映 画	
4	"	衝動殺人「息子よ」	松 竹(株) (株)東京放送	

茨城県告示第1444号

次の衛生検査所については、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の規定に基づき、これを登録した。

昭和54年10月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

施 設 名	所 在 地	検 査 業 務
茨城県赤十字血液センター 衛生検査所	水戸市千波町千波山 508番6号	微生物学的検査・血清学的検査・ 寄生虫学的検査・生化学的検査

茨城県告示第1445号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により公示する。

昭和54年10月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届出者の氏名又は名称	建物の名称及び所在地
有限会社 河野木工製作所	河野家具バイパス店 久慈郡太子町大字太子324

茨城県告示第1446号

昭和54年2月5日付けで、大和村西土地改良区から申請のあつた大和西地区土地改良事業及び定款変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項及び第30条第2項の規定により昭和54年9月27日認可した。

昭和54年10月4日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1447号

昭和54年2月5日付けで、大和村西土地改良区から申請のあつた大和西地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和54年9月27日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和54年10月4日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1448号

昭和54年2月5日付けで、大和村西土地改良区から申請のあつた大和西地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和54年9月27日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和54年10月4日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1449号

昭和54年3月24日付けで、大和村西土地改良区から申請のあつた沼下地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和54年9月27日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和54年10月4日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1450号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、昭和54年10月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年10月4日

茨城県知事 竹内藤男

整理番号	路 線 名	起 終 点	重 要 な 地	備 考
315	佐貫停車場線	竜ヶ崎市佐貫町		
		竜ヶ崎市馴柴町		

茨城県告示第1451号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、昭和54年10月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年10月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	路 線 名	起 終 点	重 要 な 地	備 考
314	佐貫停車場	竜ヶ崎市佐貫町		
	小通幸谷線	竜ヶ崎市小通幸谷町		
315	佐貫停車場線	竜ヶ崎市佐貫町		
		竜ヶ崎市佐貫町		

茨城県告示第1452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和54年10月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年10月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田烏山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡水府村大字棚谷 1520—3番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 23.00	<small>メートル</small> 560.00	
		最小 5.00		
久慈郡水府村大字棚谷 2193—4番地まで	新	最大 38.00 最小 12.40	540.00	特殊改良工事による 区域変更

茨城県告示第1453号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和54年10月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年10月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 常陸太田烏山線
- 2 供用開始の区間
久慈郡水府村大字棚谷1520—3番地から
久慈郡水府村大字棚谷2193—4番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和54年10月4日

茨城県告示第1454号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように廃止する。

その関係図面は、昭和54年10月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年10月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 常陸太田烏山線
- 2 供用廃止の区間
久慈郡水府村大字棚谷79—1番地内、道路法敷の一部
- 3 供用廃止の期日 昭和54年10月4日

茨城県告示第1455号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立を免許した。

その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県水戸土木事務所において閲覧に供する。

昭和54年10月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 免 許 の 日
昭和54年10月4日
- 2 免許を受けた者
水戸市代表者 水戸市長 和 田 祐之介
- 3 埋 立 区 域
(1) 位 置 水戸市河和田2丁目985番地、2116番地の1部

- (2) 区 域 願書添付図面のとおり
- (3) 面 積 24,498.87平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

- (1) 位 置 水戸市河和田 2 丁目985番地, 2116番地の 1 部
- (2) 区 域 願書添付図面のとおり
- (3) 面 積 30,424.00平方メートル

5 埋立地の用途

小学校建設敷地

茨城県告示第1456号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により北茨城都市計画土地区画整理事業（磯原駅西土地区画整理事業）を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和54年10月 4 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

茨城県告示第1457号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水海道都市計画工業団地造成事業（大生郷工業団地造成事業）を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和54年10月 4 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

茨城県告示第1458号

昭和48年 2 月19日茨城県告示第149号で告示した地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し、株式会社足利銀行土浦支店の次に同行古河東支店を加える改正部分は昭和54年10月 8 日から、水戸信用金庫吉田支店の次に同金庫千波支店を加える改正部分は昭和54年10月15日から施行する。

昭和54年10月 4 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

別表第2 1 県税並びにこれに伴う税外収入金、住宅使用料(家賃、割増賃料)及び県営住宅敷金の収納事務を取扱う金融機関の表中

「	株式会社足利銀行土浦支店	土浦市中央1丁目1番26号	」	を
「	株式会社足利銀行土浦支店	土浦市中央1丁目1番26号	」	に、
	株式会社足利銀行古河東支店	古河市東4丁目1番26号		
「	水戸信用金庫吉田支店	水戸市元吉田町1627番地の1	」	を
「	水戸信用金庫吉田支店	水戸市元吉田町1627番地の1	」	に
	水戸信用金庫千波支店	水戸市千波町2770番地の30		

改める。

公 告

●衛生検査所の登録取消し

次の登録衛生検査所については、登録取消しの申請に基づき、その登録を取消した。

昭和54年10月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地
茨城県赤十字血液センター	水戸市三の丸3-12-48

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行います。

昭和54年10月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和54年10月8日 午前10時30分
- 2 聴 聞 場 所 多賀郡十王町友部字屋敷前115-3
- 3 聴 聞 事 項 第2種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
作業場併用住宅の増築
- 4 申請者住所氏名 多賀郡十王町友部字屋敷前115-3
佐々間 勇 夫
- 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 増 築
申請延面積189.28㎡

6 敷地面積 195.505m²
原動機 既設13.125Kw

8 建築物の位置 多賀郡十王町友部字屋敷前115-3

★ 県政の総覧～県民の六法★

茨城県報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人
発行所 茨 城 県

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所